

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		総代会招集の承認
根拠法令及び条項		商工会法第48条第5項（第42条第5項の準用）
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	商工会法第24条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第48条第5項において準用する第42条第5項の規定による。</p> <p>第42条第5項 5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）